

Lアラート サービス利用規約の改正について

Lアラート サービス利用規約改正内容

1. 運営主体変更に向けた改正
2. 内閣府新総合防災情報システム（SOBO-WEB）との連携に向けた改正
3. 「体系整理を踏まえた気象警報・解説情報XML 電文」の配信開始に伴う改正

1. 運営主体変更に向けた改正

- Lアラートサービスの利用を希望する団体は「（一財）マルチメディア振興センター」（以下：財団）との利用契約を締結のうえ、Lアラートサービスを利用している。
（Lアラート サービス利用規約 第9条（利用契約の締結等））
- 2026年12月からLアラート運営が国（総務省）へ変更となる。利用者が国による運営後も引き続きLアラートサービスを利用するためには、現在の財団との利用契約を国へ移転させる必要がある。
- また、Lアラートサービス加入に向け「審査中」（情報伝達者の加入審査等が想定される）の団体がある場合、財団による審査内容、審査結果も引き継ぐことが必要。



国への利用契約等の移転（引き継ぎ）のため、現在のサービス利用規約に必要な条項を追加することとしたい。

1. 運営主体変更に向けた改正

- 「締結済み利用契約の移転」に向けた改正（案）
サービス利用規約第4条に追加（赤字部分）する（追加に伴い項目番号も変更する）

（サービス規約及び細則の変更）

第4条 財団は、自らの判断によりサービス規約及び細則を随時変更することができるものとします。なお、この場合には、サービス利用者等の利用条件その他利用契約の内容は、変更の際の附則に特段の定めがない限り、変更後の新サービス規約及び細則を適用するものとします。

2 サービス利用者等は、Lアラートサービスの運営主体が変更される場合、Lアラートサービスの運営主体の変更、利用契約に基づく権利及び義務の移転並びにサービス利用者に関する情報を移転することについてあらかじめ同意することとします。

3 サービス規約及び細則の変更は、公平性、公正性を十分に配慮して行います。

4 財団は、サービス規約及び細則の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の新サービス規約及び細則の内容をサービス利用者等に通知するものとします。ただし急を要する変更の際には、財団は必要に応じて予告期間を短縮することができるものとします

1. 運営主体変更に向けた改正

○「審査内容・審査結果の引継ぎ」に向けた改正（案）

サービス利用規約第11条に追加（赤字部分）する（追加に伴い項目番号も変更する）

（本サービスの利用資格審査）

第11条 財団は、サービス利用申込者が選択したサービス利用者等の種別（情報発信者、特定情報伝達者、一般情報伝達者、特別利用者、情報仲介者又は協力事業者のいずれか）に従い、その所定の利用申込書の別紙4「Lアラートサービス 利用資格審査基準」に基づく書面審査を行うほか、情報仲介者、特別利用者及び協力事業者については対面審査を、一般情報伝達者については第1条第2項第10号の細則に基づく資格審査及び対面審査を実施するものとします。

- 2 第4条2項に係る運営主体の変更時に、前項に基づく利用資格審査が完了していないサービス利用申込者（以下「当該サービス利用申込者」という。）が存在する場合、変更後の運営主体は当該サービス利用申込者の利用資格審査結果を引き継ぐとともに、当該サービス利用申込者は、その審査に係る情報を変更後の運営主体が引き継ぐことを同意するものとする。
- 3 利用申込者が複数のサービス利用者等の種別の審査を希望する場合、当該利用申込者は各サービス利用者等の種別ごとに、本サービスの利用の申込、利用資格審査、利用契約締結を要するものとします。なお同一の利用申込者が特別利用者と特別利用者以外のサービス利用者等の両方への申込みを行うことはできません。
- 4 本サービスの利用資格審査の標準処理期限は、財団が利用申込書を受領した日から1か月又は20営業日のうち遅く到来した日とします。
- 5 利用申込者が資格審査基準を満たさない場合、財団は利用契約の締結を行いません。

2. 内閣府新総合防災情報システム（SOBO-WEB）との連携に向けた改正

- 現在、Lアラートから内閣府新総合防災情報システム（SOBO-WEB）へ情報を連携している（特別利用者アカウントで対応）。
- SOBO-WEBからLアラートへの情報連携（情報発信）を見据えた場合、現在の利用規約では特別利用者（内閣府）からの情報連携（情報発信）ができない。
（Lアラートサービス利用規約 第36条 特別利用者の権限）
2 特別利用者は、Lアラートに向けて一切の情報の発信を行うことはできません。
- SOBO-WEBからの情報連携（情報発信）のためには、内閣府として「情報発信者」での加入申込が必要であるが、現在の利用規約では特別利用者と特別利用者以外の両方に申込ができない。
（Lアラートサービス利用規約 第11条 本サービスの利用資格審査）
2 ～省略～。なお同一の利用申込者が特別利用者と特別利用者以外のサービス利用者等の両方への申込みを行うことはできません。



SOBO-WEBとの情報連携（情報発信）を見据え、利用規約第11条2項で定める「特別利用者と特別利用者以外の両方への申し込み」に関する規定について、「財団が認める場合は対象外」とする内容へ見直すこととしたい。

2. 内閣府新総合防災情報システム（SOBO-WEB）との連携に向けた改正



サービス利用規約第11条の内容を見直す（赤字部分を追加）。

（本サービスの利用資格審査）

- 第11条 財団は、サービス利用申込者が選択したサービス利用者等の種別（情報発信者、特定情報伝達者、一般情報伝達者、特別利用者、情報仲介者又は協力事業者のいずれか）に従い、その所定の利用申込書の別紙4「Lアラートサービス 利用資格審査基準」に基づく書面審査を行うほか、情報仲介者、特別利用者及び協力事業者については対面審査を、一般情報伝達者については第1条第2項第10号の細則に基づく資格審査及び対面審査を実施するものとします。
- 2 第4条の2に係る運営主体の変更時に、前条（第11条）に基づく利用資格審査が完了していないサービス利用申込者（以下「当該サービス利用申込者」という。）が存在する場合、変更後の運営主体は、第11条に基づく当該サービス利用申込者の利用資格審査結果を引き継ぐとともに、当該サービス利用申込者は、その審査に係る情報を変更後の運営主体が引き継ぐことを同意するものとする。
 - 3 利用申込者が複数のサービス利用者等の種別の審査を希望する場合、当該利用申込者は各サービス利用者等の種別ごとに、本サービスの利用の申込、利用資格審査、利用契約締結を要するものとします。なお、財団が特に認める場合を除き、同一の利用申込者が特別利用者と特別利用者以外のサービス利用者等の両方への申込みを行うことはできません。
 - 4 本サービスの利用資格審査の標準処理期限は、財団が利用申込書を受領した日から1か月又は20営業日のうち遅く到来した日とします。
 - 5 利用申込者が資格審査基準を満たさない場合、財団は利用契約の締結を行いません。

3. 「体系整理を踏まえた気象警報・解説情報XML 電文」の配信開始に伴う改正

- CMNS-A20-010「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」に、防災気象情報として新たに取り扱う以下の気象情報について、追記する。

項目	内容	発信者の条件	分類
気象警報・注意報(R06)(大雨)	気象庁の発する特別警報・警報・注意報（大雨）	受信のみ	付加
気象警報・注意報(R06)(土砂)	気象庁の発する特別警報・警報・注意報（土砂）	受信のみ	付加
気象警報・注意報(R06)(高潮)	気象庁の発する特別警報・警報・注意報（高潮）	受信のみ	付加
気象警報・注意報(R06)(暴風)	気象庁の発する特別警報・警報・注意報（暴風）	受信のみ	付加
気象警報・注意報(R06)(波浪)	気象庁の発する特別警報・警報・注意報（波浪）	受信のみ	付加
気象警報・注意報(R06)(その他注意報)	気象庁の発するその他の注意報	受信のみ	付加
気象警報・注意報(R06)(集約通報)	気象庁の発する特別警報・警報・注意報（集約通報）	受信のみ	付加
気象警報・注意報時系列情報(R06)	気象庁の発する特別警報・警報・注意報（時系列情報）	受信のみ	付加
早期注意情報(明後日まで)	気象庁が発する早期注意情報	受信のみ	付加
府県気象防災速報	気象庁が発する気象防災速報	受信のみ	付加

Lアラート サービス利用規約改正内容

○スケジュール（案）

改正日：2026年3月13日（金）

施行日：2026年3月13日（金）

ただし、CMNS-A20-010「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」に関しては別途決定する。

○利用者等への周知

- ・利用者あて一斉メールにて周知
- ・公共情報コモンズW i k i で改正後のサービス利用規約を公開